

長野県報

2月28日(木)
平成14年
第1332号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………17

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定…………… 205

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の事業所の廃止…………… 206

産業廃棄物処理施設の変更認可の申請書及び周辺地域の生活環境
に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧…………… 207

車両制限令に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長
さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定…………… 208

道路の区域変更(6件)…………… 210

道路の供用開始(2件)…………… 216

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理
金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正…………… 218

北アルプス広域連合規約の変更許可…………… 218

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部改正…………… 219

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証
申請…………… 148

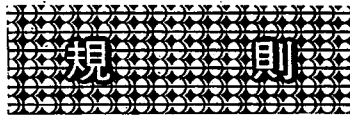
土地区画整理組合の事業計画の変更認可…………… 148

都市計画の図書の縦覧…………… 149

景観形成住民協定の認定…………… 150

開発行為に関する工事の完了(2件)…………… 151

茅野有料道路の料金徴収期間の変更…………… 153



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年2月28日

長野県公安委員会委員長 塚田和男

○長野県公安委員会規則第1号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

- | | |
|---|---|
| (9) あらかじめ公安委員会の指定を受けた次の一に該当する車両 | を |
| (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供されている車両で身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳又は医師の発行する診断書の交付を受けている歩行困難な者を送迎するため使用中のもの | に |
| (10) あらかじめ公安委員会の指定を受けた次のいずれかに該当する車両 | 」 |

に改め、「(昭和24年法律第283号)」及び「(昭和38年法律第168号)」を削る。

第2条の2中「同項の表の右欄の(9)のエ」を「同項の表の右欄の(10)のエ」に改める。

第24条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 長野県佐久警察署及び長野県飯田警察署（法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を除く。）

第24条第3項第2号中「警察署」の次に「(長野県佐久警察署及び長野県飯田警察署を除く。)」を加える。

第25条第1項中「財団法人長野県自動車学校及び財団法人飯田自動車学校」を「財団法人長野県交通安全教育支援センター」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

(免許用写真の添付を要しない場合)

第27条の2 府令第29条第2項（府令第29条の2第2項において準用する場合を含む。）

及び第30条の9第3項に規定する公安委員会規則で定める場合は、運転免許証の更新を受けようとする者又は運転免許の取消しの申請をしようとする者（法第103条第2項又は第103条の2第1項の規定により運転免許の効力の停止又は仮停止を受けている者を除く。）が当該更新又は取消しに係る申請書を警察署長を経由しないで公安委員会に提出する場合とする。

第33条第2項第5号中「汚損又は破損に係る」を削る。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

交通企画課